

修士論文作成指導教員について

1. 修士論文作成指導教員

- (1) 研究計画書等をもとに研究科で指導教員を決定し、入学者に通知する。
- (2) 社会人コースの学生については、原則として以下の教員が修士論文作成指導教員となる。

二宮 健史郎	山縣 宏之	坂本 雅士	岡部 桂史	菊池 航
上田 衛門	永田 寛幸	境 勉		

修士論文提出年度に研究休暇・長期海外出張等の事情により指導教員の指導を受けられない場合、代わりに指導を受けようとする教員の承認を事前に得ることが必要である。

- (3) 上記以外の理由では、指導教員の途中変更は原則として認められない。ただし、指導教員及び研究科委員長が必要と判断した場合、変更を認めることがある。
- (4) 経済学専攻博士課程前期課程（昼間）の学生については、原則として社会人コースの特別任用教員が指導教員となることはない。

2. 修士論文作成副指導教員届の提出

- (1) 2年次（特別進学生制度に基づいて入学した者は1年次）の学生は、指導教員に相談の上、以下の期間内に「修士論文作成副指導教員届」を提出しなければならない。

〈2年次学生の修士論文作成副指導教員届の提出期間・提出先〉

提出期間： 2024年4月8日(月)～4月26日(金)

提出先： [こちら](#)から提出してください。

届出用紙は R Guide から取得すること。

- (2) 2年次で修了しない学生は、3年次以降、上記届を改めて提出する必要はない。
- (3) 社会人コースの学生は原則として以下の教員を修士論文作成副指導教員として選択する。

二宮 健史郎	山縣 宏之	坂本 雅士	岡部 桂史	菊池 航
上田 衛門	永田 寛幸	境 勉		

- (4) 副指導教員の途中変更は原則として認められない。ただし、指導教員、副指導教員及び研究科委員長が必要と判断した場合、変更を認めることがある。
- (5) 経済学専攻博士課程前期課程（昼間）の学生は、原則として社会人コースの特別任用教員を副指導教員として選択することはできない。
- (6) 副指導教員は、必要に応じて、修士論文作成の指導・助言を行う。
- (7) 修士論文の提出に際して、副指導教員の承認等は必要ない。

以上